

# 仕 様 書

## 1 調達物品等及び予定数量

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| (1) 調 達 物 品                    | 徳島県・三好市複合施設で使用する電気  |
| (2) 予 定 契 約 電 力                | 仕様書別紙「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり<br>ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と<br>前の11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 |
| (3) 予 定 使 用 電 力 量              | 仕様書別紙「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり   |
| (4) 調 達 期 間                    | 令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）   |
| (5) 需 要 場 所                    | 三好市池田町マチ2183番地  |
| (6) 契 約 期 間 に お け る<br>予 定 力 率 | 100%  |

## 2 電力供給条件

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 供給電力特質            |          |
| ① 供 給 電 力 方 式         | 交流三相3線方式 |
| ② 供 給 電 圧 ( 標 準 電 圧 ) | 6,000V   |
| ③ 計 量 電 圧 ( 標 準 電 圧 ) | 6,000V   |
| ④ 標 準 周 波 数           | 60Hz     |
| ⑤ 受 電 方 式             | 常時1回線受電  |
| ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無          | 無        |
| ⑦ 太陽光発電設備の有無          | 有 10kw   |
- (2) 電力量等の計量
- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ① 自 動 検 針 装 置       | 有                |
| ② 電 力 会 社 の 検 針 方 法 | 遠隔自動検針           |
| ③ 電 力 量 計 構 成       | 電力需給用複合計器（通信機能付） |
- (3) 需給地点  
四国電力株式会社の配電線より引込みした構内柱上設置の気中開閉器の電源側リード線の接続点とする。
- (4) 電気工作物の保安責任分界点  
需給地点に同じ
- (5) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ

## 3 料金の算定方法

- (1) 料金は、各月ごとに算定するものとする。
- (2) 料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。
- ① 基本料金  
契約電力（その1月の最大需要電力と前の11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値）、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。  
**基本料金 = 契約電力 × 基本料金単価 × (1.85 - 力率/100)**
- ② 電力量料金  
使用電力量、電力量料金単価及び燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。なお、燃料費調整単価は、需要月において、当該地域を管轄する一般送配電事業者が採用する額とする。  
**電力量料金 = 使用電力量 × (電力量料金単価 + 燃料費調整単価)**

③ 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を所轄する一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

(3) 料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

- ① 契約電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。
- ② 使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。
- ③ 力率の単位は1 %とし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

#### 4 料金の請求及び支払

- (1) 受注者は、翌月10日(土日・祝祭日の場合は、翌営業日)までに、料金算定の内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等)が分かる資料を送付すること。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、月の初日から当該月末日分の電気料金を3により算出し、翌月20日(土日・祝祭日の場合は、翌営業日)までに、請求するものとする。
- (3) 発注者は、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に払うものとする。

#### 5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、当該地域を所管する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(電気需給約款)等を基に発注者と受注者で協議するものとする。
- (3) 当該施設は公共施設であるため電気を安定供給すること。
- (4) 仕様書別紙「予定契約電力・予定使用電力量一覧」で示した数値は、予定数量であり、調達期間中において、これを保証するものではない。